

神奈川県漁港施設
指定管理者外部評価委員会
審査報告書

(三崎漁港宮川特別泊地・宮川一時停係泊特別泊地・宮川環境整備施設)

平成22年 7 月

1 審査報告書作成の経緯

神奈川県漁港施設（三崎漁港宮川特別泊地・宮川一時停係泊地・宮川環境整備施設）の指定管理者の選定にあたり、神奈川県漁港施設指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）は、応募団体から提出された申請書の書面審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行った。

このたび、委員会による審査が終了したので、ここに審査結果を報告する。

2 委員会委員（　は委員長、　は副委員長）

委員名	職業等	委員区分
山下 東子	明海大学経済大学教授	学識経験者
田村 貞子	公認会計士	経理に関する識見を有する者
大友 秀夫	弁護士	法務に関する識見を有する者
中井 清	（社）日本マリーナビーチ協会 常務理事	当該施設又は類似施設の事業 内容に精通した者
金子 紀昭	日本プレジャーボート協会 副会長理事	施設利用代表者

3 選定の経過

平成22年4月4日	募集要項配布		
平成22年4月5日～5月21日	質問の受付		
平成22年4月27日	募集説明会	参加団体	0団体
平成22年5月10日	募集説明会	参加団体	0団体
平成22年6月4日	募集受付終了	応募団体	1団体
平成22年6月24日	委員会開催（会議の運用等を協議後、宮川特別泊地・宮川一時停係泊地・宮川環境整備施設を視察）		
平成22年7月6日	委員会開催（プレゼンテーション及びヒアリング、採点、評価）		

4 審査基準

選定基準	選定基準 (細目)	審査基準		配点	神奈川県漁港管理条例等による指定の基準	審査の対象とする申請書類の該当箇所
		審査項目	審査の視点			
I 50 (サービスの向上)	1 指定管理業務実施にあたっての考え方	(1) 管理運営方針	○施設の役割を理解し全体として、宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地、宮川環境整備施設の役割を活かした指定管理業務が見込めること	5	条例第20条(1)から(7)規則第21条	様式2 様式2、募集要項5頁4(1)ア(キ)
		(2) 委託の考え方	○業務の一部を委託する場合の業務内容等の状況			
	2 施設の維持管理	(1) 宮川特別泊地・宮川一時停係泊特別泊地についての管理	○施設の維持管理及び巡視に関する業務並びに施設内の船舶の航行の誘導に関する業務その他の施設の利用に関する業務の実施状況 一時停係泊特別泊地利用受付業務等の実施状況	10	条例第20条(1)(3)(4)規則第21条	様式2
		(2) 宮川環境整備施設についての管理	○施設及び設備の保守点検、施設の清掃・保安警備等の維持管理業務についての実施状況	5		
	3 利用者への対応	(1) 利用促進のための取組	○より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等の状況 ○より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の状況 ○サービス向上のために行う利用者ニーズの把握及び事業等への反映の状況	10	条例第20条(1)(3)(4)(5)規則第21条	様式2
		(2) 苦情・要望等への対応	○利用者からの苦情処理やトラブルへの対応状況			
		(3) 利用料金	○利用料金の設定、減免の考え方の状況			
		(4) 自主事業の実施	○施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の状況			
	4 安全管理	(1) 日常時の安全管理	○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組の状況	15	条例第20条(3)(4)	
		(2) 緊急時・災害時の対応	○地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の対応状況			
5 その他	(1) 地域との連携	○ボランティア団体、近隣住民等との連携・協力の状況	5	条例第20条(1)		
管理経費の節減 (30)	1 適切な積算	(1) 事業計画等との関係	○指定管理業務を行うための経費の積算の状況	10	条例第20条(5)	様式2、様式3
	2 節減努力	(1) 提案額	○提案された指定管理料の経費節減の度合い	20		
III 20 (団体の業務遂行能力)	1 人的な能力	(1) 執行体制	○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況	5	条例第20条(3)(4)(5)規則第21条	様式2 募集要項5頁4(1)イ(7)～(エ)、エ(7)(イ)
		(2) 人材育成等	○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況			
		(3) 委託業務のチェック体制	○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況			
	2 財政的な能力	(1) 財務状況	○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営規模の状況	5	条例第20条(5)	様式2 募集要項5頁4(1)イ(7)～(カ)、エ(7)(イ)
			○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の事業の継続性・安定性の度合い ○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の事業の信頼性の度合い			
	3 法令等を遵守する能力	(1) 諸規程の整備	○指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備の状況 法令遵守の徹底に向けた取組の状況	5	条例第20条(3)	様式2
		(2) 個人情報保護の考え方	○個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況			
		(3) その他	○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況			
	4 その他	(1) これまでの実績	○指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況	5	条例第20条(4)規則第21条	様式2
	計				100	

5 審査の実施方法

(1) 委員会の運営

附属機関の設置及び会議公開等運営に関する要綱第12条により会議の公開は、神奈川県情報公開条例第25条の規定を準用するものとなっている。会議は公開することとなっているものの、当委員会の審議内容が、非公開情報が含まれている事項について審議等を行うこと及び会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあることから、プレゼンテーションを除き、同条例同条ただし書きにより非公開と決定した。

(2) 審査の実施状況について

委員会は、審査基準に基づき、各申請者から提出された申請書類を书面審査の上、申請者からのプレゼンテーション(15分)を受けるとともにヒアリング(15分)を実施し、指定管理者として最も適当と判断される団体を選定した。

6 審査結果(優秀提案者名)

外部評価委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を優秀提案者と決定した。

施設名：(三崎漁港)宮川特別泊地・宮川一時停係泊地・宮川環境整備施設

団体名：みうら漁業協同組合

7 審査得点

(1)施設名：宮川特別泊地・宮川一時停係泊地・宮川環境整備施設応募者一覧表

選定基準	選定基準 (細目)	配点	団体名
			みうら漁業協同組合
サービスの向上(50)	1 指定管理業務にあたっての考え方	5	3.5
	2 施設の維持管理	15	10.8
	3 利用者への対応	10	6.6
	4 安全管理	15	13.8
	5 その他(地域との連携)	5	4.6
管理経費の節減等(30)	1 適切な積算	10	10.0
	2 節減努力	20	0.0
団体の業務遂行能力(20)	1 人的な能力	5	2.9
	2 財政的な能力	5	3.8
	3 法令等を遵守する能力	5	3.4
	4 その他 (これまでの実績)	5	4.0
計		100	63.4

(2) みうら漁業協同組合審査得点

選定基準	選定基準 (細目)	審査基準	細目別採点	項目別採点	配点	評価 ランク	優れている (5ランク)	やや 優れている (4ランク)	普通 (3ランク)	やや 劣っている (2ランク)	劣っている (1ランク)	
		審査項目										
I サービスの向上 (50)	1 指定管理 業務実施 にあたっての考 え方 (5)	(1) 管理運営方針	3.5	1.8	2.5	3.6	0	3	2	0	0	
		(2) 委託の考え方		1.7	2.5	3.3	0	1	3	0	0	
	2 施設の維 持管理 (15)	宮川特別泊地・宮川一 (1) 時停係泊地につい ての管理	10.8	5.7	7.5	3.8	0	4	1	0	0	
		(2) 宮川環境整備施設に ついでの管理		5.1	7.5	3.4	0	2	3	0	0	
	3 利用者へ の対応 (10)	(1) 利用促進のための取組	6.6	1.8	2.5	3.6	0	4	0	1	0	
		(2) 苦情・要望等への対応		1.6	2.5	3.2	0	2	2	1	0	
		(3) 利用料金		1.4	2.5	2.8	0	0	4	1	0	
		(4) 自主事業の実施		1.8	2.5	3.6	0	3	2	0	0	
	4 安全管理 (15)	(1) 日常時の安全管理	13.8	6.9	7.5	4.6	3	2	0	0	0	
		(2) 緊急時・災害時の対応		6.9	7.5	4.6	3	2	0	0	0	
5 その他 (5)	(1) 地域との連携	4.6	4.6	5.0	4.6	3	2	0	0	0		
II 節減等 (20)	1 適切な積 算(10)	(1) 事業計画等との関係	10.0	10.0	10.0	-	-	-	-	-	-	
	2 節減努力 (20)	(1) 提案額		0.0	20.0	0.0	-	-	-	-	-	
III 団体の業 務遂行能 力(30)	1 人的な能 力(5)	(1) 執行体制	2.9	1.0	1.67	3.0	0	1	3	1	0	
		(2) 人材育成等		0.9	1.67	2.6	0	0	3	2	0	
		(3) 委託業務のチェック体制		1.0	1.67	3.0	0	0	4	0	0	
	2 財政的な 能力(5)	(1) 財務状況	3.8	3.8	5.0	3.8	0	4	1	0	0	
	3 法令等を 遵守する 能力(5)	(1) 諸規程の整備	3.4	1.3	1.67	3.8	1	2	2	0	0	
		(2) 個人情報保護の考え方		1.0	1.67	3.0	0	1	3	1	0	
		(3) その他		1.1	1.67	3.2	0	1	4	0	0	
	4 その他(5)	(3) これまでの実績	4.0	4.0	5.0	4.0	1	3	1	0	0	
			63.4									

8 提案の概要及び審査講評

施設名：宮川特別泊地・宮川一時停係泊地・宮川環境整備施設

団体名 (受付順)	提案の概要及び審査講評	
みうら漁業協同組合	提案の概要	<p>(サービスの向上について)</p> <p>みうら漁協は市内に事業所があり、他の関係団体とより一層連携を深めるとともに、特に地元宮川地区の住民の中に当組合の組合員が多数いるので、地元住民との密接な関係をもつことができる。</p> <p>このため、特に業務を委託せずとも、管理運営する体制ができています。</p> <p>通常管理については、2名体制であるが、緊急時には、組合員を総動員できる。</p> <p>係留艇は、自主管理が前提となっているが、1日2回の巡回は組合員が365日巡視を行っており、異常があれば東部漁港事務所へ速やかに連絡する。</p> <p>・ホームページで情報を提供し、支所及び事業所に利用案内のチラシを置いてPRする。</p> <p>また優れた景観を利用して、管理棟の周辺でバーベキュー機材の貸し出しを行う。料金は1セット3,500円。利益重視ではなく、利用者が満足する料金設定を考えている。</p> <p>みうら漁協は地元漁協として調整力を持っているので、調整できる立場にある。施設利用者と話し合いの場を多く持ち、地域関係団体、地元住民、自治体と円滑な運営を心がける。</p> <p>(管理経費の削減)</p> <p>提案された指定管理料 9,202千円 (平成22年度指定管理料予算額からの節減率 0%)</p> <p>(団体の業務遂行能力)</p> <p>職員の採用は、地元の活性化、緊急時の迅速対応を考慮して、地元居住者を優先採用する。</p> <p>優秀な人材の確保は一般企業と同様で、健康、能力、資格、正確(協調性、積極性)信用(真面目)等を基準に適格者を採用する。</p> <p>組合は、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能率を上げ、もって組合員の経済的、社会的地位を高めることを目的として、組合員のために各種事業を行っている。もとより、事業の継続性・安定性は組合にとって必須のことであり、人員削減等による事業管理費の縮小に努め、安定的な経営体質に</p>

		<p>なっている。</p> <p>法令遵守のための研修については、県漁連が主催する職員研修会に進んで参加し、知識の向上を図っている。</p> <p>必要以外の個人情報収集しない。</p> <p>環境への配慮として消灯、節水協力依頼を利用者へ行う。</p>
	<p>審査講評</p>	<p>委員5人による協議により委員会としての評価を行った結果、県の求める業務水準を満たし、三崎漁港宮川特別泊地・宮川一時停係泊地・宮川環境整備施設の指定管理者として適格性を有すると判断した。</p> <p>優れていると評価された点は、次のとおり (サービスの向上について)</p> <p>地元漁協の強みを生かして、地元住民との密接な関係をもち、管理運営を行う提案は高く評価できる。</p> <p>フィッシャリーナは、そもそも放置艇対策のために設置された施設で、マリーナと異なり、自主管理が原則で料金も低廉であり、サービスを期待するものではない。しかしながら、平常時の見回りはもちろんのこと、荒天時にはオーナーへ電話連絡をするほか、艇同士がぶつかって破損しないよう、係留ロープを追加するなど、求められる以上のサービスを行う提案は、高く評価できる。</p> <p>ホームページ開設の提案もあり、情報発信によるサービスの向上は期待できる。</p> <p>バーベキューを楽しみたいというニーズの高まりを捉えて、自主事業でバーベキューセットを販売するなど、工夫を凝らしている。</p> <p>宮川湾は、三崎漁港本港地区より離れた場所により、利用者の急増は望めないながらも、利用者増に向けて工夫している点は評価できる。</p> <p>(団体の業務遂行能力)</p> <p>会計事務はきちんと行われている。</p> <p>地味ではあるが、日々の管理業務を確実にやっているこれまでの実績を踏まえ、団体は業務遂行能力を有していると評価できる。</p> <p>なお、他に応募者がいないため、結果評価が厳しくな</p>

		ったこと、また節減努力が0%であったため、得点は伸びなかったが、取り立てて劣っていると評価された点は無かった。
--	--	---

議事概要（主要論点）

各委員が審査項目ごとに個別に評価点を採点する方式ではなく、委員が協議等を行い外部評価委員会として審査項目ごとに評価点を採点する方式とした。

各委員は、応募書類により審査項目ごとに5段階評価で仮採点を行い、プレゼンテーション及びヒアリング後に5段階評価を見直した。その後、5段階評価の平均値を各配点に換算し、集計を行った。

集計結果について、各委員からは特に異議は無く、各応募者の得点結果が確定した。

（サービスの向上について）

みうら漁協は市内に事業所があり、他の関係団体とより一層連携を深めるとともに、特に地元宮川地区の住民の中に当組合の組合員が多数いるので、地元住民との密接な関係をもつことができるため、漁業者及び地元住民とがトラブルなく安全、かつ、安心できる運営できることは、心強く、高く評価できる。

また、日常の見回りは、もちろんのこと、荒天時に対応も適切であり、求められる以上のサービスを行っている。

三崎本港から離れた場所であるが、優れた景観、ニーズを捉えて、バーベキュー機材の貸し出しを行うなど自主事業にも工夫をこらしたり、ホームページも開設準備中であり、次期指定管理期間へ向けて、真面目に取り組んでいる。

（管理経費の節減等）

必要な経費は積算されている。地理的に不便な場所にあることから、利用者増を求めることは難しく、節減が難しいことは理解できる。

（団体の業務遂行能力）

団体は、健全に運営されている。

また、地元住民や組合員とのネットワークにより、運営業務を行っていることは評価できる。

他に応募者がいないため、結果評価が厳しくなったこと、また節減努力が0%であったため、得点は伸びなかったが、現在、地元漁協として地道に真面目に管理運営に取り組んでいること、また、通常の放置艇対策のフィッシャリーナ施設では期待できないサービスを行っていること、今後もこういった管理運営及びサービスを行う姿勢がプレゼンテーション及びヒアリングからよく理解できた。

また、得点は、63.4点であるが、先に行った本港特別泊地・本港環境整備施設の応募者の得点に比べると、特段低いとはいえないとの意見もあった。

10 その他（該当する場合）

（委員会として、県が審査を行うにあたり、特に留意すべきと考える点等を記載）